

〒
現住所

氏名

様

発行日 令和 年 月 日

男鹿市長 菅 原 広 二
(公印省略)

定額減税調整給付金（不足額給付）支給確認書

※ 定額減税調整給付金（不足額給付）とは、令和6年に支給した定額減税調整給付金（当初分）の算定に際し、令和5年所得を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：定額減税調整給付金（当初分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和 年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

（1）調整給付金（不足額給付）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①) □ 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②) □ 円	=	控除不足額計 (③) (①+②) □ 円
	注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。				↓
					令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ) □ 円
支給額	令和7年の 所要額 (④) □	-	調整給付金（当初分） 支給額（令和6年） □ 円	=	調整給付金（不足額給付） 支給額 □ 円

※各数値について、重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写しを添えて、返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、男鹿市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
----	-----	----	---	---	---	---------

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座

下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.進協 3.信組 7.信通連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
		店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、男鹿市企画政策課 (0185-24-9122)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
				男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

上記の者を代理人と認め、調整給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。
←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

署名
本人氏名

提出書類

下記のチェック欄(□)にレを入れてください。

- 『定額減税調整給付金(不足額給付)支給確認書』
※ 必要事項をご記入ください。
- 氏名、確認日、連絡先電話番号(一枚目表面)
- 振込口座(一枚目裏面)
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のうちいずれかの写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

お問い合わせ
男鹿市総務企画部企画政策課
定額減税調整給付金担当
☎ 0185-24-9122

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）